○国土交通省告示第千百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

馬場上沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

栃木県鹿沼市上久我

字名平　二六三八番

字医者坊　二六三九番

字尼ケ沢　二六四〇番

二六四一番

二六四二番

二六四三番

二六四四番

二六四五番

二六四六番

二六四七番

二六四八番一

二六四八番二

二六四九番

二六五〇番

二六五一番

二六五二番

二六八一番

二六八二番

字鳶石　二六八三番

字上ノ内　二六八四番一

二六八四番二

二六八五番

二六八六番

二六八七番

二六八八番

二六八九番

二六九〇番

二六九一番

二六九二番

二六九三番

二六九四番

二六九五番

二六九六番

二六九七番一

二六九七番二

二六九七番三

二六九八番

字植之内　二六九四番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

栃木県鹿沼市上久我

字植之内　三九番二　一号

四三番　二号

字上ノ内　二六三六番　三号

二六九一番　四号

二六九六番　五号

二七〇〇番　七号

字向山　二七〇三番　六号

二七〇一番　八号

○国土交通省告示第千百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥垣内川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県たつの市龍野町中井

字東垣内　一番一〇四　一号から三号まで、六号、七号及び十号から十五号まで

一番八九　四号及び五号

一番一二一　八号及び九号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

繁養寺川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県赤穂郡上郡町金出地

字戸谷奥　一七九五番四八　一号から五号まで

一七九五番三二　六号

一七九五番三〇　七号から十号まで

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

釜ヶ谷川・湯ノ脇川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

兵庫県赤穂郡上郡町船坂

字釜ヶ谷　一〇五一番四及び一〇五一番五

一〇五一番六の一から一〇五一番六の四まで

字湯ノ脇ノ上　一〇五〇番七〇から一〇五〇番七六まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

兵庫県赤穂郡上郡町船坂

字釜ヶ谷　一〇五一番七　一号から八号まで、二十一号及び二十二号

一〇五一番三　九号、十九号及び二十号

字湯ノ脇ノ上　一〇五〇番六九　十号から十五号まで

一〇五〇番七七　十六号から十八号まで

○国土交通省告示第千百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新宮川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

兵庫県宍粟市千種町岩野辺

字新宮　一九五〇番八九から一九五〇番九四まで

一九五一番五から一九五一番七まで

一九五二番四

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天神谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

兵庫県宍粟市千種町岩野辺

字柳谷　一五二七番九九

字新宮　一九五〇番八五から一九五〇番八八まで

一九五〇番九五及び一九五〇番九六

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栃原川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

兵庫県宍粟市波賀町小野

字上城　六二七番一三、六二七番一七及び六二七番一九

○国土交通省告示第千百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田ノ浦下南谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

広島県竹原市竹原町字後山六〇番地内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一四一度〇二分三四秒　七九二・四三一メートルの地点　一号

標柱一号から一二〇度三八分二〇秒　一八・〇八〇メートルの地点　二号

標柱二号から二九度一七分二三秒　一一・六六五メートルの地点　三号

標柱三号から一〇一度一四分二五秒　一八・三七一メートルの地点　四号

標柱四号から二九度一七分二八秒　三一・〇五八メートルの地点　五号

標柱五号から七八度二六分〇二秒　一九・七三一メートルの地点　六号

標柱六号から一三九度一五分四五秒　二一・三六七メートルの地点　七号

標柱七号から一八四度三五分五四秒　六八・八九二メートルの地点　八号

標柱八号から二四一度三五分〇三秒　五三・一七二メートルの地点　九号

標柱九号から二九九度四〇分一四秒　五三・二六九メートルの地点　十号

標柱十号から三四八度二八分一二秒　二五・四八五メートルの地点　十一号